

一般社団法人明専会 委員会等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人明専会（以下「当法人」という。）の定款第62条により、理事会の諮問機関として、課題別に委員会を設置するにあたり、基本事項を定める。

(設置)

第2条 理事会の決議または会長の発議により、理事会で提起された課題別に委員会を設置する。

(構成)

第3条 課題別委員会委員は、主として理事の中から、下記をもって構成する。

(1) 委員長 : 1名

(2) 副委員長および委員 : 必要数

2 委員長は、会長が指名し理事会の承認をもって選任され、会長により委嘱される。

3 副委員長および委員は、委員長が指名し理事会の承認をもって選任され、会長により委嘱される。

4 委員長は、必要に応じ、ワーキンググループ (WG) を、設置することができる。WGメンバーは委員長が指名し、理事会の承認をもって選任され、会長により委嘱される。

(解散)

第4条 課題別に設置された委員会およびWGは、理事会への答申、答申案の了承を得て解散する。

(任期)

第5条 課題別委員会の委員長、副委員長および委員の任期は、理事会の決議により定められた日から、理事会での答申が了承されるまでとする。

附 則

1 この処理規則は、当法人の設立登記の日から施行する。

2 これにより、平成23年9月の理事会決議により定められた社団法人明専会 委員会等に関する規則を廃止する。

3 誤記修正 平成26年2月6日